

公益社団法人東部広域シルバー人材センター概要

1. 公益社団法人東部広域シルバー人材センター（以下センターという。）は、大月市・都留市・上野原市の3市の広域行政として、山梨県知事の認可を受けて設立した「公益社団法人」です。
2. センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、市、及び国から補助金を受けて運営しています。
3. センターでは、家庭や企業、公共団体から臨時的、短期的又は軽易な仕事を「請負・委任」により引き受け、希望する会員に提供しています。
4. 会員は、仕事の実績に応じてその報酬「配分金」として受け取る仕組みになっております。
5. 会員を希望する方は
おおむね60歳以上の健康でこれまでの知識や経験、技能を生かして働く意欲のある方
入会申込書を理事長に提出し、理事会の入会承諾を得て会員になることができます。
6. センターから提供された仕事は、雇用ではないので労働関係法規（労働保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等）は適用されません。
万一事故などが発生した場合は、シルバー傷害保険等(傷害・賠償責任)で対応します。(通院1日当たり2,000円、入院1日当たり3,000円)
7. 年会費
1,200円
8. ご家族の方にも、上記事項の理解を得てください。

個人情報の利用目的

- 1 公益社団法人東部広域シルバー人材センターの正会員、特別会員、賛助会員の入会手続き及び会員名簿のため
- 2 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、組織的に提供するため
- 3 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、職業紹介を行うため
- 4 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うため
- 5 上記のほか、高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うため